

令和5年12月定例会会議録

令和5年豊郷町議会12月定例会は、令和5年12月22日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地域整備課長兼上下水道課長	山 田 裕 樹

産 業 振 興 課 長           岡 村 浩 孝  
教 育 次 長               西 山 喜 代 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長           森 本 智 宏  
書                           記           喜 多 博 紀

5、提案された議案は次のとおり

- 議第95号      豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案  
                  《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第96号      豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を  
                  定める条例の一部を改正する条例案  
                  《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第97号      豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関  
                  する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
                  《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第98号      豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める  
                  条例の一部を改正する条例案  
                  《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第99号      令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）  
                  《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第100号     令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）  
                  《予算決算常任委員会委員長報告》  
                  《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第101号     令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
                  《予算決算常任委員会委員長報告》  
                  《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第102号     令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）  
                  《予算決算常任委員会委員長報告》  
                  《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第103号     豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議第104号     豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 委員会の閉会中の継続調査申し出について

（議会運営委員会）（総務産業建設常任委員会）

(文教民生常任委員会) (予算決算常任委員会)  
(議会広報常任委員会)

村岸議長

皆さん、おはようございます。

定刻より少し早いですが、これより第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

(午前8時56分)

最初に、留意事項をご説明いたします。

会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。

また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。

なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。

会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、前田広幸君、9番、西澤博一君を指名いたします。

日程第2、議第95号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案から日程第5、議第98号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生

常任委員長

はい、議長。

村岸議長

中島委員長。

中島文教民生

常任委員長

皆さん、改めましておはようございます。

それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

去る12月5日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議第95号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案、議第96号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第97号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第98号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例案について、去る12月14日、委員6名全員出席の下、町長、教育長、教育次長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第95号の審議では、改正内容について、精神障害者の方の助成はこれまで精神科のみであったが、一般内科を含め、全てが対象になるということか。来年の4月から県もその助成をしてもらえるのかなどについて質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

次に、議第96号の審議では、放課後児童支援員の研修について、2年以内にその研修ができなかった場合には再雇用になるのか、また、新しい人材を募集するのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

続いて、議第97号の審議では、町内3園の交流や通園される各年代の子どもたちへのサービスや基準は同じであるのかどうか、また、その3園での保育交流の保育士交流はどのような連帯をされているのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

次に、議第98号の審議では、改正案に示されている家庭的保育事業等に該当する事業所は町内に何か所あるのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上で文教民生常任委員会の報告といたします。

**村岸議長** 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

**議 員** なし。

**村岸議長** ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第95号の討論を行います。討論はありませんか。

**議 員** なし。

**村岸議長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第95号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第95号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

**議 員** (起立、全員)

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第95号は可決されました。  
これより議第96号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第96号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第96号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第96号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第97号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第97号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第97号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第97号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第98号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第98号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第98号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第98号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議第99号令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）から日程第9、議第102号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤予算決算常任委員会委員長。

西澤予算決算

常任委員長 はい。

村岸議長 西澤委員長。

西澤予算決算

常任委員長 それでは、議第99号一般会計補正予算（第7号）の報告をいたします。

予算決算常任委員会の報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第99号令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）について、去る12月8日に委員全員出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議をいたしました。

審議では、地域づくり推進事業において、各字のグラウンド、公民館の除草作業を行った場合に補助または助成があるのか、併せて、補助対象外の補助金支出がないかについて、個人情報取扱の厳守及び指導監督について、塵埃処理費では、粗大ごみ収集時に各字の指定された場所以外の投棄があることから、指定された収集場所に持って行くよう指導や看板等を設置するよう徹底について、保健衛生費では、予防費に関わる国庫補助金の返還金、具体的な内訳について、新型コロナワクチンの保存期限や期限切れはないのかについて、農業総務費では、育苗サブセンターの消防点検の結果に伴う一部解体の経過と箇所、解体費用の積算について、建物は同対事業で建てた農業作業所だと認識しているが、適正化法に接触していないか、また、アスベストは使われていないかについて、農業経営継続支援事業補助金は出荷農家が対象か、全農家が対象かについて、農業振興費について、農業振興費では、農業用許可の条件と現状、許可の後の確認について、道路維持費では、除雪の実績に不正があった場合の返還命令等の対応措置について、町が行う除雪箇所の基準と拡張について、愛里保育園施設費では、会計年度任用職員のうち、保育士のフルタイム、パートタイム、それぞれの人数についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。以上です。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。  
次に、中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生  
常任委員長 はい、議長。

村岸議長 中島委員長。

中島文教民生  
常任委員長 それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第100号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第101号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第102号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、去る12月14日、委員6名全員出席の下、町長、教育長、教育次長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第100号の審議では、出産育児金について、今年度何件を見込んでいるのか、また、一般被保険者医療費給付分というのは、県納付金の県が割り当てた分を相殺しているものであり、その余った分は町の基金に入れるという理解でいいのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

次に、議第101号の審議では、システム開発委託料について、来年の第9期に係るシステム改修なのか、また、その委託先は6町クラウド事業の関係なのかどうかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

続いて、議第102号の審議では、後期高齢者医療費について、75歳以上の窓口負担が2割に上がった方が今年度何人いるのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。



これより議第99号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第99号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第99号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第99号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第100号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第100号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第100号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第100号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第101号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第101号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第101号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第101号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第102号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第102号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2

号) を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 102 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、議第 102 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 10、議第 103 号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 はい、町長。

伊藤町長 それでは、議第 103 号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 19 日に、同法の施行に伴う関係法令の整備に関する政令が令和 5 年 7 月 20 日にそれぞれ公布され、令和 6 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容といたしましては、第 23 条第 3 項では、産前産後期間の 4 か月に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額に伴う所要の改正、第 24 条の 3 では、産前産後期間の減額に係る届出に伴う所要の改正でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい、12 番。

村岸議長 12 番、今村議員。

今村議員 議第 103 号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について質疑を行います。

ただいま町長の方から、国の法律の改正でこういうのが出てきたという説明はお聞きしたんですが、こういう具体的に 23 条に付け加える部分、新設部分ですよね、これは国保世帯の所得割額と被保険者均等割、この被保険者均等割というのが当該出産被保険者、お母さんですよね、そういう方の産前産後期間 4 か月間が減額の対象になるという形で書かれているんですが、この方たちは 1 月 1 日から、令和 6 年の 1 月 1 日から産前産後 4 か月という形で支給がされるというのは、1 月 1 日から産前産後 4 か月を対象にするのか、1 月 1 日にすぐ

に生まれた人はどういう対象に、その産前産後というか、産前の方は対象になるのか。

それと、これは所得割と均等割の、被保険者の均等割の減額なんですが、所得割は世帯の所得割額でなっていると思うんですが、この世帯の所得割も12分の1ということで4か月が減額になるのか。

また、被保険者、出産被保険者の方の均等割ですよ。その方が4か月間、12分の1で4か月、12分の4というのが減額対象になるんだろうと思うんですが、この場合、均等割は7割軽減、5割軽減、2割軽減の人もいらっしゃるよ。そういった場合は7割軽減の金額の12分の4なのか。

また、そういうのは具体的に担当課の方は計算もされていると思うんですけども、来年の1月1日からということで、令和5年度の3か月が対象になっているんですが、その対象区分でどういう形の出産被保険者がいらっしゃる、人数がいるのか、所得割でもどのぐらいの対象世帯で軽減がされるのか、この条例改正によってどのぐらいの引き下げが実施される予定なのか説明していただけますか。

税務課長 はい、議長。

村岸議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1月1日の基準ということですが、1月1日以降に産前産後、例えば申し上げますと、1月に出産予定の方については産後の2か月間、2月、3月が対象になります。それから、12月の出産につきましても、1月、2月という形になります。1月1日に産前産後の期間が入っているかどうか、以降に入っているかどうかです。

次にですけど、所得割の話が出ましたけれども、これはあくまでも出産される方の所得割でございます。世帯の所得割ではございません。

次、均等割ですけども、7割、5割、2割と軽減あるんですけども、まず軽減して、その分で、それから12で割って4を掛けるということです。

令和5年度の対象件数でございますけど、今、税務課で把握しておるのは3件でございます。3件の内訳を申し上げますと、軽減がない方で7,150円、次、2人目が軽減なしで2万974円、3件、2割軽減の方で1万3,389円です。

以上です。

村岸議長 ほかに。

今村議員 はい。

村岸議長 12番、今村議員。

今村議員 ただいま課長の方から今年度の対象と、どういう方たちかという説明は受けたんですが、今の国保世帯で出産被保険者になる方々は何十名かいらっしゃるのかなと思うんですが、例年そういう世帯があると思うんですが、その世帯の中で去年の、令和5年度の実績でもいいですが、国保世帯で、世帯の出産は、今年度の見込みでは何件。今、1月から3月までは3件と言われましたよね。大体平均的にどのくらいあるんでしょうか。

そういう人たちは、今回はそういう軽減の対象でなるんですけども、先ほどおっしゃった所得割は本人の所得割ということで、就労されている方、そういった方が所得割の対象になっておられる方もいるんだと思いました。その全体の中で、出産されて対象になる人たちでその所得割の対象になる方々は何割ぐらいいらっしゃるんですか。均等割はもう金額が決まっていますから、軽減があっても、その中からまた計算されるというお話ですけど、所得割の方は今年度の大体の実績を見て、どれくらいあったのか、ちょっとその辺だけ説明をお願いいたします。

税務課長 はい、議長。

村岸議長 はい、山口税務課長。

税務課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

所得割ですけれども、今後出産される方についての所得割の想定はできませんので、把握はしておりません。

あと、先ほど令和5年度は3件を今見込んでいるところですけども、令和6年度につきましても、5年度で見込んでいた方が2人、まだ産後に該当するので、今のところは2件。それから年間で平均いたしますと、昨年は約、医療保険課に確認しましたら、5件ということです。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

議第103号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第103号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

議第103号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案の

とおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第103号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第104号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 はい、町長。

伊藤町長 議第104号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日から施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布されましたので、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、新たに制度化される戸籍証明書の広域交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料の追加でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

議第104号の討論を行います。討論はありますか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第104号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

議第104号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第104号は原案のとおり可決されました。

日程第12、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は予算

決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議はありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。

それでは、本日会議を閉じます。これにて令和5年12月第4回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前9時32分 閉会)